

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年9月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100062号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100028号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年7月27日、標準賞与額を23万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月28日、標準賞与額を28万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③から⑦までについて、請求者のA社における標準賞与額を、平成28年8月8日は24万3,000円、同年12月27日は28万9,000円、平成29年12月28日は32万円、平成30年7月31日は27万8,000円、同年12月28日は33万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和59年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日
⑦ 平成30年12月28日

私は、A社から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにB銀行から提出された取引明細表（預金）により、A社から請求者に対して請求期間①は23万4,000円、請求期間②は28万8,000円、請求期間③は24万3,000円、請求期間④は28万9,000円、請求期間⑤は32万円、請求期間⑥は27万8,000円、請求期間⑦は33万9,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、B銀行から提出された取引明細表（預金）及び複数の同僚から提出された請求期間①及び②の賞与明細書、預金通帳又は取引明細表から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑦までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤から⑦までについては、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100063号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年7月27日、標準賞与額を31万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月28日、標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年8月8日、標準賞与額を32万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月27日、標準賞与額を38万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月28日、標準賞与額を38万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月
③ 平成28年8月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年12月

私は、A社から請求期間①から⑤までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑤までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、A社から請求者に対して請求期間①は31万8,000円、請求期間②は38万円、請求期間③は32万1,000円、請求期間④は38万1,000円、請求期間⑤は38万2,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払年月日については、上記預金通帳及び複数の同僚から提出された請求期間①から⑤までの賞与明細書、預金通帳又は取引明細表から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月28日、請求期間③は平成28年8月8日、請求期間④は同年12月27日、請求期間⑤は平成29年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑤までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤については、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100064号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100030号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月27日は22万3,000円、同年12月28日は27万5,000円、平成28年8月8日は22万6,000円、同年12月27日は27万5,000円、平成29年12月28日は27万6,000円、平成30年7月31日は23万円、同年12月28日は27万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日
⑦ 平成30年12月28日

私は、A社から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録し、年金額に反映して

ほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、預金通帳及びB銀行の預金取引明細表（流動性）により、A社から請求者に対して請求期間①は22万3,000円、請求期間②は27万5,000円、請求期間③は22万6,000円、請求期間④は27万5,500円、請求期間⑤は27万6,000円、請求期間⑥は23万円、請求期間⑦は27万7,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑦までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤から⑦までについては、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。